

## 令和5年度「道の駅のと千里浜」飲料用自動販売機設置事業者募集要項

羽咋市観光交流拠点施設指定管理者  
羽咋まちづくり株式会社

羽咋市観光交流拠点施設「道の駅のと千里浜」（以下「施設」という。）の指定管理者羽咋まちづくり株式会社（以下「当社」という。）は、施設内において飲料用自動販売機の設置を希望する事業者を募集します。

### 1 目的

施設利用者等の利便性を確保し、サービスの向上を図るため。

### 2 自動販売機の設置場所等

設置場所等は、次のとおりとします。（別紙参照）

物件番号	施設名	所在地	設置場所	貸付面積	台数	備考
					1台	
1			インフォメーションロビー（女子トイレ向かい側）		1台	
2					1台	
3	道の駅のと千里浜	羽咋市千里浜町タ1番地62		1台あたり 幅1.2m 奥行1.0m 高さ2.0m 程度	1台	屋内
4					1台	
5			同上（女子トイレ壁側）		1台	
6					1台	

### 3 設置期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までとします。

### 4 応募資格要件及び自動販売機の規格等

#### ○基本要件

- (1) 自動販売機設置・運営に意欲があること。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる資力・能力があること。
- (3) 観光施設や宿泊施設等の公共施設において直近の3年間に飲料用自動販売機の設置実績があること。

#### ○資格要件 次の要件を全て満たす法人又は個人とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものでないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条の規定により指定を受けた指定暴力団等及びその構成員でないこと。
- (3) 法人にあっては、石川県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては、羽咋市内で継続して1年以上事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理、運営する業務を5年以上の実績を有していること。
- (5) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。

#### ○費用負担要件 設置事業者は次の費用を負担するものとします。

- (1) 電気料  
自動販売機に係る電気料は設置事業者が負担するものとします。
- (2) 設置費等  
飲料用自動販売機本体及び当該自動販売機に付随する設備の設置及び撤去に係る費用については、全て設置事業者が負担するものとします。

#### ○自動販売機の規格要件 設置する自動販売機の規格等は次とおりとします。

- (1) 1台につき高さ2.0メートル、奥行き1.0メートル、幅1.2メートル程度とする。
- (2) 自動販売機の設置に当たっては耐震対策を行なうとともに、接する施設の躯体に負担がかからない方法で設置すること。
- (3) 日本自動販売機工業会の「自販機堅牢化基準」を遵守し、防犯対策に努めること。
- (4) 節電対策（ヒートポンプ式、ピークカット、LED照明）及び環境対策（ノンフロン対応）を採用していること。
- (5) カップ式飲料用自動販売機は不可とする。
- (6) 酒類及びたばこの販売は不可とする。
- (7) 当駅指定のラッピングを施すこととする。
- (8) 天井及び照明、内壁仕上、床仕上、電気コンセント設備、電話回線設備及び給排水設備等

の造作工事等は当駅と内容を協議の上、設置者側の負担で行うことができる。

#### 5 自動販売機設置使用料

自動販売機設置使用料（以下「使用料」という。）は、自動販売機の売上額の25%を下限として、何%とするかを提案いただき、その金額に消費税相当額を加算したものとします。

使用料の納付については、各月末日までに集計し、翌月20日までに売上報告書を提出するとともに同日までに当社の指定する金融機関口座に振り込むものとします。

#### 6 自動販売機設置・管理に伴う電気料

電気料については、当該自動販売機毎に積算電力計（子メーター）を設置事業者の負担により取り付けていただき、当社が毎月計測し四半期毎（6月、9月、12月、3月）に合計し、当社の発行する請求書により設置事業者が支払うものとします。

電気料計算式月額電気料（円未満切捨て）

$$= \{ \text{電気料金単価 (円/kWh)} \times \text{当該子メーターの表示する月間消費電力量} \} \times \text{消費税}$$

#### 7 応募申込み

応募申込みについては、当社事務室に持参するものとします。

##### (1) 応募申込書等の配布期間、配布時間及び配布場所

配布期間	令和4年12月5日（月）から12月12日（月）まで
配布時間	午前9時から午後5時まで
配布場所	道の駅のと千里浜事務室

##### (2) 応募期間、応募書類等の提出時間及び提出場所

応募期間	令和4年12月13日（火）から12月19日（月）まで
提出時間	午前9時から午後5時まで
提出場所	道の駅のと千里浜事務室

##### (3) 応募書類については、別表のとおりとします。

提出していただいた書類は、事由のいかんにかかわらず返却いたしません。

#### 8 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定方法は、次のとおりとします。

##### (1) 使用料提案の比較・事業者提案事項

設置事業者の決定は、自動販売機事業者選定会を開催して決定します。

日時	令和4年12月22日（木）頃
場所	羽咋勤労者総合福祉センター（羽咋市シルバー人材センター）

(2) 使用料提案書の比較の結果、最高割合と協賛金額提示の双方を基に決定された応募者が設置事業者となります。例えば提案の割合が同数値となった応募者が2社（者）以上あるときは、最高協賛金額を提示した応募者が設置事業者となり、さらに協賛金額が同額となった場合は、当該使用料提案書に記載した提案事項を参考の上、設置事業者を決定します。但しベンダーの寡占、飲料メーカーの極端な偏り等が発生した場合は入札状況をもとに調整する場合があります。

(3) 設置事業者に決定したものは、その事由のいかんにかかわらず、使用料提案書の書換え、引換え及び撤回することはできません。

(4) 使用料提案書の無効

次の各項目のいずれかに該当する使用料提案書は、これを無効とします。

ア 参加資格のないものが提出した使用料提案書

イ 同一社（者）が、同一物件で提出した2以上の使用料提案書

ウ 明らかに不正行為によって提出されたと認められる使用料提案書

エ 提案割合が訂正された使用料提案書及び記入不備の使用料提案書

オ 記載事項以外の事項が記載された使用料提案書

カ 前項目に掲げるもののほか、応募条件に違反して提出された使用料提案書

## 9 設置の条件

(1) 契約の締結

当社は設置事業者との間において概ね令和5年1月31日までに飲料用自動販売機設置契約書を締結するものとします。

(2) 維持管理

ア 商品の補充、金銭の管理など自動販売機の管理は、設置事業者の責任において行なうこと。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器回収ボックスを当社指定場所（原則として自動販売機の横）に設置し適切に回収しリサイクルを実施することとする。

ただし、複数の事業者が設置することになった場合には、原則設置台数の多い事業者が容器回収ボックスを設置し、決定事業者と当社との協議により、月毎の輪番制で回収を実施することとする。

ウ 賞味期限に注意し、販売品の衛生管理を徹底すること。

エ 販売品の搬入、使用済み容器回収ボックスからの搬出等を行なう時間及び経路については、当社の指示に従うこと。

オ 自動販売機の売上額及び売上本数については、「5 自動販売機設置使用料」の後段の規定に基づく売上報告書により当社に報告すること。

(3) 禁止事項

ア 当社が許可した自動販売機の設置場所を指定用途以外の用途に使用することはできま

せん。

イ 当社が許可した自動販売機の設置場所を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為を行なうことはできません。

ウ 許可を受けた権利を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

エ 酒類及びたばこの販売を行なうことはできません。

#### (4) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了したとき又は設置契約が解除されたときは、速やかに原状回復すること。この場合において、原状回復に要した費用及び補償について当社に請求することはできません。

問合せ先

〒925-0054 羽咋市千里浜町タ1番地62

羽咋まちづくり株式会社

担当：岩崎 誠

電話0767-22-3891

別表

	提出書類	法人	個人
1	応募申込書（第1号様式）	○	○
2	誓約書（第2号様式）	○	○
3	使用料提案書（第3号様式）	○	○
4	委任状（第4号様式）（委任をする場合のみ）	○	
5	登記事項証明書	○	
6	身分証明書		○
7	印鑑登録証明書（発行日から3か月以内の原本）	○	○
8	決算書（直近のもの）	○	
9	確定申告書		○
10	納税証明書 全ての国税で法人の場合は納税証明書その3の3、個人の場合は 納税証明書その3の2 市県民税のすべての納税証明書	○	○
11	公共施設における直近3年間の自動販売機設置に係る書類（任意 書式・A4で作成）	○	○
12	設置を予定する自動販売機のカタログ（機能がわかるもの）	○	○
13	販売を予定する商品の一覧（任意書式・A4で作成）	○	○

※同一社が複数の物件に対し応募する場合には、2・4・5・6・7・8・9・10・11・  
12・13の書類は1通のみ提出することとする。

## 別紙

### 1 施設の概要

設置施設の名称	羽咋市観光交流拠点施設（道の駅のと千里浜）
施設の所在	羽咋市千里浜町タ1番地62
物件の場所	インフォメーションロビー （女子トイレ向かい側及び壁面側）
年間来場者見込み数	600,000人（交通量調査から算出）※見込
売上げ実績	360,000千円（令和4年度）※見込
施設管理受託	羽咋市観光交流拠点施設指定管理者 羽咋まちづくり株式会社
販売種別	ペットボトル製又は金属製の缶で密封容器
販売品目	清涼飲料水
販売価格	標準小売価格
その他特記事項	なし

### 2 物件個別明細書

[物件番号1]	設置台数1台（約1.2㎡程度）
[物件番号2]	設置台数1台（約1.2㎡程度）
[物件番号3]	設置台数1台（約1.2㎡程度）
[物件番号4]	設置台数1台（約1.2㎡程度）
[物件番号5]	設置台数1台（約1.2㎡程度）
[物件番号6]	設置台数1台（約1.2㎡程度）

設置指定場所は、「3. 設置場所」図面参照

販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器回収ボックスを当社指定場所（原則として自動販売機の横）に設置し適切に回収しリサイクルを実施することとする。

ただし、複数の事業者が設置することになった場合には、原則設置台数の多い事業者が容器回収ボックスを設置し、決定事業者と当社との協議により、月毎の輪番制で回収を実施することとする。

### 3 設置場所

